

前給利用規定

前給利用規定（以下、「本規定」という。）は、支払企業が株式会社池田泉州銀行（以下、「当行」という。）の前給を利用する場合の取扱いを明記したものです。

支払企業は本規定のほか、当行が別途定める各関連規定等の内容を十分に理解したうえで、支払企業の判断と責任において、前給を利用するものとします。

なお、支払企業は、前給を利用するにあたって、従業員等との関係で、労働基準法第24条第1項及び下請代金支払遅延等防止法第4条を遵守していることを確約するものとします。

第1条 前給とは

前給とは、従業員等が勤務する支払企業において、従業員等からの依頼に基いて、当行または他の銀行等における従業員等の預金口座に振込むサービスをいいます。なお、前給の利用にあたり、当行所定の手数料、情報管理手数料及び振込手数料等を支払います。

第2条 用語の定義

本規定における用語は以下に定めるとおりとします。

(1) 従業員等

アルバイト、日雇い、期間社員、嘱託、契約社員その他の名称の如何にかかわらず、支払企業の期間雇用労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者（ただし、支払企業が労働者派遣元事業主である場合に限り、）ならびに支払企業との間で業務処理請負契約を締結している者、または通常の労働契約で雇用されている正社員等の労働者であり、かつ、支払企業が前給の利用を適当と認めた者をいいます。支払企業は当行に対し、「前給ご利用マニュアル」に基いて前給を利用する従業員等の振込情報を新規・変更・削除の都度、登録するものとします。

(2) 支払企業

当行と「前給利用申込書（兼振込資金等口座振替依頼書）」または「前給利用申込兼グループ元会社登録申請書（兼口座振替依頼書）」を締結した、従業員等の給与等の支払いをする法人または個人をいいます。

(3) 支払指定口座

支払企業が前給において、従業員等に対する振込資金、情報管理手数料、振込手数料及び振込内容の訂正もしくは組戻しの手数料等（以下、総称して「前給に関する決済資金」という。）を引落す預金口座をいいます。支払企業は「前給利用申込書（兼振込資金等口座振替依頼書）」または「前給利用申込兼グループ元会社登録申請書（兼口座振替依頼書）」により届出るものとします。なお、前給に関する決済資金等は、当行所定の日時に預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳及び預金払戻請求書の提出または当座小切手の振出しを省略し、支払指定口座から引落すこととします。

(4) グループ元会社

支払企業に代わって、前給に関する資金決済を代行する法人または個人をいいます。

(5) 従業員等振込先口座

前給の振込のために、支払企業より「前給ご利用マニュアル」に記載された当行所定の方法により振込先として登録を受けている従業員等の預金口座をいいます。

第3条 使用できる機器

前給の利用に際して使用できる機器は、「前給ご利用マニュアル」に記載された当行所定のものに限り、ます。

第4条 利用時間

前給の利用時間は、「前給ご利用マニュアル」に記載された当行所定の時間内とします。

第5条 本人確認

(1) 当行は、前給における従業員等の本人確認を、従業員等から通知された「企業コード、利用者コード

及びパスワード」(以下、総称して「パスワード等」という。))と、当行に登録されているパスワード等の一致によって行います。

- (2) 当行は、前給における支払企業の本人確認を、「管理者ID及びパスワード」(以下、総称して「支払企業パスワード等」という。))と、当行に登録されている支払企業パスワード等の一致によって行います。前給の利用について、支払企業が当行に登録された支払企業パスワード等を「前給ご利用マニュアル」に記載された所定の回数を連続して間違えて入力した場合、その時点で当行は前給の利用を停止します。利用を再開するには、パスワードの初期化の作業が必要となります。
- (3) 支払企業は、支払企業パスワード等を管理する従業員等が支払企業パスワード等を他人に知られないように管理・徹底する責任を負うものとします。なお、当行役職員(当行の前給に関する業務の委託先及び再委託先の役職員を含みます。))が支払企業または従業員等に、パスワード等または支払企業パスワード等をお尋ねすることはありません。当行が、本規定に記載された方法により本人確認をして前給を取扱いした場合、パスワード等または支払企業パスワード等に偽造、盗用、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行の重大な過失に起因する場合を除きます。

第6条 情報の共有

従業員等の支払企業における勤務実績や内渡情報を、前給の利用のために当行(当行の前給に関する業務の委託先及び再委託先を含みます。))と支払企業が互いに通知し共有することについて、支払企業は、従業員等から予め文書等により承諾を得るものとします。

第7条 振込依頼の受付等

- (1) 前給における振込依頼は、従業員等から当行に対して、携帯電話やスマートフォン等を通じて行うものとします(以下、従業員等から当行に対する振込依頼を「振込依頼」という。))。
- (2) 当行は、前項の振込依頼の電文に付された従業員等本人確認用のパスワード等が、当行に登録された従業員等のパスワード等と一致することを確認します。当行が一致を確認した場合、当行は振込依頼があったものとみなして取扱います。
- (3) 当行は前項の確認と同時に、従業員等から受信した振込依頼の電文上の振込希望金額が、「前給利用申込書(兼振込資金等口座振替依頼書)」または「前給利用申込兼グループ元会社登録申請書(兼口座振替依頼書)」に定める基準を満たすことを確認します。
- (4) 当行は前2項を確認した振込依頼について、支払企業に対して振込内容を作成します。支払企業は当行が作成した振込内容について、「前給ご利用マニュアル」に記載された当行所定の方法により振込承諾電文を送信してください。当行は、支払企業からの振込承諾電文を受信した時点で振込内容を確認するものとします。ただし、支払企業が「前給利用申込書(兼振込資金等口座振替依頼書)」または「前給利用申込兼グループ元会社登録申請書(兼口座振替依頼書)」にて「承認区分」の「自動」を選択した場合、当行は、前2項を確認した振込依頼に基いて作成した振込内容を、支払企業が承認したものとして、振込承諾電文を受信することなく確定します。
- (5) 当行は前項により振込内容が午後4時までに確定した場合、当該振込確定日の翌営業日に支払企業の支払指定口座から振込資金を引落しのうえ、別に定める「前給による総合振込委託に関する協定書」に基き、予め支払企業が「前給ご利用マニュアル」に則って登録した従業員等振込先口座に振込むものとします。また、午後4時を越えて確定した場合、当該振込確定日の翌々営業日となります。なお、振込は、資金引落とし時に成立するものとします。また、振込には当行所定の振込手数料をお支払いいただきます。従業員等に対する振込金額またはその支払時期その他支払企業の従業員等に対する支払条件について、従業員等と支払企業との間で疑義または紛争が生じた場合、支払企業が従業員等と直接調整・解決を行い、責任を負うものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (6) 次の各号に該当する場合、前給の取扱いはできません。
 - ① 当行での振込資金等の引落としの手続時、依頼された振込資金等の金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額(当座貸越を利用して払戻すことのできる金額を含みます。))を超えるとき
 - ② 支払指定口座が解約済のとき
 - ③ 従業員等振込先口座に前給の振込ができないとき

- ④ 支払指定口座が差押または仮差押を受けたとき
 - ⑤ 停電、事故等により取扱いができないとき
 - ⑥ 「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」に基づく本人確認が行えなかったとき
 - ⑦ 前各号に掲げるもののほか、前給を取扱うことが困難となる事由が生じたと当行が判断するとき
- (7) 前項により前給の取扱いができない場合、振込依頼が存在しなかったものとして取扱うものとします。
この場合、支払企業は従業員等に対して前給の取扱いができないことを通知するものとします。前給の取扱いができないことにより、従業員等と支払企業または当行との間で疑義または紛争が生じた場合、支払企業が従業員等と直接調整・解決を行い、責任を負うものとし、当行は一切の責任を負わないものとします。
- (8) 前給の取引等を行った後は、「前給ご利用マニュアル」に基いて速やかに取引内容（件数、金額等）を確認してください。
- (9) 支払企業、従業員等の依頼内容・取引内容は全て当行において記録され、一定期間保存されます。支払企業または従業員等と当行との間で、取引内容について疑義が生じた場合、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

第8条 依頼内容の訂正・組戻し

- (1) 本規定第7条第4項により振込の依頼内容が確定した後は、依頼電文の変更・取消はできません。
- (2) ただし、当行がやむを得ないものと認めて、訂正もしくは組戻しを受付ける場合、当行所定の手続きで受付けます。当該訂正もしくは組戻しまたはこれらが行われなかったことに起因して従業員等から異議がある場合、支払企業が従業員等と直接調整・解決を行い、支払企業が責任を負うものとし、当行は当該振込内容の訂正もしくは組戻しに伴う一切の責任を負わないものとします。なお、組戻しによる資金は支払指定口座に組戻すこととします。

第9条 手数料

- (1) 前給の利用に際して、当行所定の情報管理手数料をいただきます。
- (2) 前給による振込にあたり、当行所定の振込手数料をいただきます。
- (3) 前給による振込にあたり、本規定第8条2項に規定する振込内容の訂正もしくは組戻しを行う場合、当行所定の訂正料及び組戻料をいただきます。

第10条 解約

- (1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は「前給利用申込書（兼振込資金等口座振替依頼書）」または「前給利用申込兼グループ元会社登録申請書（兼口座振替依頼書）」によるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、前給による取引で未完了のものが残っている場合等、当行が必要と認める場合、即時に解約できない場合があります。
- (3) 当行の都合により前給を解約する場合、当行は解約の通知を届出住所等に郵送いたします。当行が解約の通知を届出住所等に発信したものの、その通知が延着または到達しなかった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (4) 当行は、支払企業に次の各号の一つに該当する事由があるときは、前給を催告なくして解約することができます。
 - ① 支払企業が正当な事由なく当行に対する義務を履行しない場合
 - ② 支払企業が前給の履行に関し、負担すべき費用の支払をしない場合
 - ③ その他支払企業が本契約に違反した場合
 - ④ 支払企業が、差押、仮差押、仮処分、競売申立て、公租公課の滞納処分、その他裁判所等公的機関の措置等を受けた場合
 - ⑤ 支払企業が、支払停止、支払不能に陥った場合、または手形小切手の不渡りを出した場合
 - ⑥ 支払企業が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、もしくは自らなした場合、または解散決議をし清算手続きに入った場合
 - ⑦ 支払企業が、営業の全部または重要な一部の譲渡を行った場合

- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、前給を取扱うことが困難となる事由が生じたと当行が判断する場合
- (5) 前項各号による解約により従業員等と支払企業または当行との間で疑義または紛争が生じた場合には、支払企業が従業員等と直接調整・解決を行い、責任を負うものとし、解約によって生じた損害について当行は一切の責任を負わないものとします。

第11条 免責事項

- (1) 次の各号の事由により、前給の取扱いに、遅延、不能等があっても、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① 地震、台風その他の天変地異及び大規模停電または戦争、内乱、火災、テロ等、当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があったときに、前給の取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害
 - ② 当行、金融機関の共同システムの運営体及び前給システムの運営主体である株式会社きらぼし銀行（以下、「きらぼし銀行」という。）が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことによりパスワード等及び支払企業パスワード等や取引情報等が漏洩したことに起因する損害
 - ③ 当行、金融機関の共同システムの運営体及び前給システムの運営主体であるきらぼし銀行が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機や通信回線等の障害により前給の取扱いに遅延・不能等が生じたことに起因する損害
 - ④ 当行が第5条の本人確認をして取扱いした場合において、パスワード等及び支払企業パスワード等の不正使用、盗聴またはその他の事故により生じた損害
 - ⑤ 当行が書類に使用された印影を届出の印鑑の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いし、それらの書面につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があったために生じた損害
 - ⑥ 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由により生じた損害
- (2) 端末機の障害、通信機械及びコンピュータ等の障害ならびに回線障害、電話の不通により、前給の取扱いが遅延または不能となった場合、もしくは前給に関して当行から送信した情報の表示または伝達が遅延もしくは不能となった場合、それにより生じた損害について当行は一切の責任を負いません。
- (3) 前各項において当行の責めに帰すべき事由がある場合、逸失利益、特別損害については、当行の予見可能性の有無にかかわらず、当行は一切の責任を負いません。ただし、当行に故意または重大な過失がある場合はこの限りでないものとします。

第12条 届出事項の変更

- (1) 支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号、電子メールアドレス、積上限度額等届出事項に変更があった場合、直ちに変更内容に応じて届出ください。
- (2) 前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第13条 前給の種類・内容の改廃ならびに規定の変更及び停止

- (1) 当行は、次の場合に本規定を変更できるものとします。
- ① 契約者の一般の利益に適合する場合
 - ② 前号の場合を除き、法令、経済情勢、社会情勢、経営状況の変化・変動その他の事情に照らして、本規定の変更が合理的である場合
- (2) 本規定の変更は、変更後の規定の内容及び効力発生日を、当行ホームページへの掲載等で公表し、効力発生日から変更後の本規定の効力が発生するものとします。
- (3) 第1項第2号による変更の場合、前項の公表と効力発生日との間には1ヵ月以上の相当な期間を置くものとします。この場合、契約者は、効力発生日の前日までの間、当行に申し出ることによって本契約を解約することができるものとします。
- (4) 解約手続については、第10条の規定を準用します。

第 14 条 関係規定の適用・準用

- (1) 本規定に定めのない事項については、関係する預金規定、当座勘定規定及び振込規定により取扱います。
- (2) 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いで本規定に定めのない事項については、振込規定を準じます。
- (3) 上記規定については、当行本支店の窓口に備え付けしてあります。

第 15 条 譲渡・質入等の禁止

前給に基く支払企業の権利は、譲渡、質入または第三者への貸与等はできません。

第 16 条 契約期間

この契約の当初契約期間は、契約日から起算して 1 年後の最初に到来する月の末日までとし、契約期間満了日までに支払企業または当行から解約の申出をしない限り、この契約は期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとし、以降も同様とします。

第 17 条 裁判管轄

本契約の当事者は、本契約に関連して生じた一切の紛争について、当行の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第 18 条 知的財産権

- (1) 前給は、きらぼしテック株式会社（きらぼし銀行 100%子会社、所在地：東京都港区南青山 3-10-43）によりビジネスモデル特許登録（特許第 3685788 号）及び商標登録（第 4906518 号）されたサービスです。
- (2) 支払企業は、本規定または「前給ご利用マニュアル」に定める方法による前給の利用に限定した非独占的、譲渡不能かつ再実施許諾権のない実施権のみを取得します。支払企業に対し前給にかかる特許及び技術について、本規定または「前給ご利用マニュアル」に定める方法以外のいかなる方法もしくは態様による実施権の付与、権限、所有権、権益の移転または譲渡をするものではなく、将来の譲渡を約するものではありません。
- (3) 支払企業は、前給、及び同サービスに関連する特許及び技術を本規定に定める方法または「前給ご利用マニュアル」の範囲を超えて利用してはならず、また、前給の技術を改変し、翻案し、またはリバースエンジニアリングしてはなりません。

以 上

(2020 年 1 月制定)